

令和2年9月1日

南小校区共生ステーション利用規約

長久手市地域共生ステーション条例第11条及び長久手市地域共生ステーション規則第10条に基づき、南小校区共生ステーションの管理及び運営に必要な事項を定めるため、南小校区共生ステーション利用規約を定めます。

1 開館時間

原則午前9時から午後5時まで（休館日を除く）

2 施設の利用登録

会議室1、会議室2（以下「会議室」という。）を利用するには、事前に利用登録が必要です。「南小校区共生ステーション会議室利用登録申込書」を窓口へ提出してください。審査の上、「南小校区共生ステーション会議室利用登録通知書」を交付します。登録内容に変更があった場合は、再登録が必要です。

3 利用登録できる団体

利用登録できる団体は次の条件の両方を満たす団体です。

- (1) 市内で地域の活性化や課題解決等の地域活動に取り組む団体。
- (2) 団体の構成員が市内在住、在勤、在学の方が過半数以上であること。

4 施設の利用方法

(1) 会議室

会議室を利用する場合は、利用日の3か月前から申請することができます。「長久手市地域共生ステーション会議室利用申請書」を窓口まで提出してください。市民が市内で地域活動を行うために利用するときは減免となりますので、「長久手市地域共生ステーション会議室使用料減免申請書」を提出してください。

(2) キッチン

市民交流を目的として、軽食程度の調理をしてみんなで楽しむことができます。皿などはご自由にお使いください。利用後はゴミを持ち帰ると共に、皿などは洗い、元にあった場所に戻してください。

(3) フリースペース

フリースペースは、利用申請の必要はありません。

(4) 授乳室

授乳室は、授乳やおむつ替えに利用できます。

(5) 印刷機

製版1枚30円、印刷1枚1円です。印刷用紙は、各自ご持参ください。

(6) インターネット（無線LAN）

インターネットは開館時間内で利用できます。利用を希望される方は、窓口申し出てください。パスワードを付与します。ただし、ソフトやゲームなどのダウンロードはできません。

5 その他

(1) 喫煙について

南小校区共生ステーション敷地内は禁煙です。

(2) 飲食について

ア 南小校区共生ステーション敷地内で飲酒はできません。

イ 会議室やフリースペースでは、打ち合わせや会議などの際に、軽食程度の飲食をすることができます。ただし、飲食のみを目的とした利用はできません。

(3) 片づけについて

施設の利用後は後片付けを行い、ごみは各自でお持ち帰りください。また、机・いす等の配置、その他利用されたものは、元の位置に戻してください。

会議室の利用時間には、後片付けや管理人による点検の時間も含まれます。終了時刻には退出を完了してください。

(4) 注意事項

ア 他人の迷惑になる行為はしないでください。

イ 施設及び備品の取扱いは丁寧に行ってください。

ウ 許可なく物品の展示、販売またはこれらに類する行為は禁止します。

エ 施設内に私物を保管することはできません。

(5) 利用の制限について

営利を目的（営業活動、参加料で収益を得るもの等）とした利用はできません。

(6) その他

利用内容に疑義が生じた場合は、利用内容の説明及び説明書類を求める場合があります。

「参考」

○長久手市地域共生ステーション条例

第11条 この条例に定めるもののほか、ステーションの設置及び管理に関し必要な事項は、規則で定める。

○長久手市地域共生ステーション規則

第10条 この規則に定めるもののほか、ステーションの管理及び運営に必要な事項は、別に市長が定める。